

田村市地域づくり応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魅力ある地域づくりのために地域、団体等が自らの創意工夫により地域課題を解決できる環境を整え、地域の自立的発展を図るために実施する地域づくり事業を応援し、その事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、市内に活動場所を有する5人以上の会員で組織される団体等で次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 行政区
- (2) コミュニティ団体
- (3) 文化協会
- (4) 体育協会等の文化スポーツ団体
- (5) 地域づくり事業を実施する非営利活動法人
- (6) 地域づくり団体等
- (7) その他市長が認めるもの

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自らの創意工夫により地域の自立的発展に向けて新たに取り組む事業又は地域における暮らしを支える基盤の整備を図る事業とし、当該事業内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 団体等の内部管理に属する事業及び施設整備を主眼とした事業等
- (2) 各種施設の運営・維持管理等の事業
- (3) 宗教活動、政治活動を目的とした事業
- (4) 従来から定期的に行われている事業（事業内容の拡充や改善等が行われ、新規性があると特に認めるものを除く。）
- (5) 地域住民の交流行事等の親睦会的な事業
- (6) 国・地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に助成等を受けている事業
- (7) 既の実施されている事業
- (8) 前各号に準ずるものと市長が認める事業

(補助金の交付制限)

第4条 補助金の交付は、1会計年度につき1回とし、同一の事業に対して交付する補助金は、2年度を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(事業計画)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体という。」）は、田村市地域づくり応援事業提案書（様式第1号）に関係書類を添付して、別に指定する期日までに市長に提出しなけれ

ばならない。

(補助金の内示)

第6条 市長は、前条の事業計画書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において交付する補助金額を定めて申請団体に内示するものとする。

(採否決定の通知)

第7条 採択された申請団体に対しては、田村市地域づくり応援事業採択決定通知書(様式第5号)により、不採択の申請団体に対しては、不採択通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条において採択された申請団体は、田村市地域づくり応援事業補助金等交付申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、当該事業が完了したときは、事業完了の日から30日以内に規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 事業の内容が確認できる書類(会議資料、写真等)

(補助金の交付請求)

第10条 補助事業者等は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後、田村市地域づくり応援事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金等を概算払の方法により交付することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

事業内容	1 地域の固有資産を有効に活用することにより活性化を図る事業 2 地域が抱える課題を解消するための事業 3 地域づくりを担う人材の育成を目的とする事業 4 地域における安全・安心で快適な暮らしの実現を目的とする事業 5 その他市長が適当と認めた事業
補助対象経費	1 補助対象事業に要する経費から、次の経費を除いた額 経常的な経費(事務費、人件費、維持修繕費、交際費、償還金利子、割引料等) 用地取得費 食糧費(ただし賄い材料費及び外部講師等へのお茶代は除く。) その他市長が不適切と認める経費 2 ソフト事業を基本とし、ハード事業は、ソフト事業の実施に当たり必要不可欠

	なものに限り含める。
補助率及び 補助限度額	補助率は9/10以内とし、補助限度額は、1事業につき100千円以内とする。 ただし、当該補助事業に係る寄附金、負担金、入場料収入などの受益者負担額等の特定財源がある場合は、当該特定財源の額を補助対象経費から控除した額を補助金算定の額とする。